

## 自家用有償旅客運送の登録の申請について

## 1. 趣旨

自家用自動車による有償運送は道路運送法で原則として禁止されていますが、過疎地域などにおいて、住民の生活交通や移動制約者の移動手段など、バス・タクシー事業者によることが困難で、地域の協議会等で必要性について合意した場合に、道路運送法に基づく登録を受けて、自家用有償旅客運送を行うことができることとなっています。

中国運輸局山口運輸支局への申請に当たりましては、本会議の合意が必要となるので、申請の可否について協議させていただくものです。

なお、合意となりましたら、様式1—5号「協議が調ったことを証する書類」を申請書の添付書類として提出します。

## 2. 運行地域の概況・公共交通の現況

## ○大井地区の概況（令和6年3月末現在）

- ・世帯数 862 世帯 人口 1,557 人  
うち、65歳以上人口 953 人 高齢化率 61.2%

## ○既存公共交通の現況

- ・鉄 道 最寄り駅は JR 山陰本線の長門大井駅
- ・タクシー 市街地から離れているため、事業者の待機はない
- ・路線バス 防長交通2路線①萩商工高校前～萩センター・東萩駅・越ヶ浜～奈古駅前  
②萩センター～越ヶ浜・大井～堀越

## 3. 運行概要（予定）

- ・運行主体：大井地区社会福祉協議会
- ・運行エリア：大井地区
- ・利用者：萩市大井地区住民と大井地区内利用者
- ・利用料金：1乗車あたり「100円」予定
- ・開始時期：11月頃
- ・運行日：火・木曜日
- ・運行時刻：9時から12時
- ・予約方法：事前予約 前日9時～12時、当日9時～10時
- ・運行車両：1台（8人乗り乗用車）
- ・利用実績：200人（R4年度）、313人（R5年度）、93人（R6年度8月まで）

## 4. 萩市交通ネットワーク計画の位置づけ

- ・【基本方針3】行政・市民・交通事業者等の連携・協働による、持続可能な公共交通の確保・維持の(1)地域コミュニティ交通の確保と取り組みに対する支援に基づく事業として、R4年10月～R6年9月の実証期間において、運行にかかる経費や事業実施体制の整備に必要な経費に対して、市も、支援してきた。

(年号) 令和 6 年 9 月 3 日

中国運輸局 山口運輸支局長 殿  
指定都道府県等の長 殿名 称 大井地区社会福祉協議会  
住 所 萩市大井 1 4 4 7 - 2  
代表者の氏名 永田 勝利

## 自家用有償旅客運送の登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の登録を受けたいので、道路運送法第 7 9 条の 2 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

## 記

1. 名称、住所、代表者の氏名  
大井地区社会福祉協議会  
萩市大井 1 4 4 7 - 2  
永田 勝利
2. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

3. 路線又は運送の区域

## (1) 路線

	起 点	主たる経過地	終 点	キ ロ 程	備考
1					
2					
3					
4					
5					

自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）又は特定自動運行旅客運送を行う路線については、備考欄にそれぞれ明記すること

(2) 運送の区域

区 域	備 考
萩市大井地区	

自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）又は特定自動運行旅客運送を行う運送の区域については、備考欄にそれぞれ明記すること

4. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
大井地区社会福祉協議会	萩市大井 1 4 4 7 - 2

5. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	保有区分	バ ス		普通自動車 (軽)		合 計	
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行		
大井地区 社会福祉 協議会	保有			( )			
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行		
	持込		※	1 ( )	※ ( )	1	※
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行		
合計			1 ( )		1		

軽自動車については、( ) 内に内数で記載すること

自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）又は特定自動運行旅客運送の用に供する自動車については、それぞれ「自動運行」欄又は「特定自動運行」欄内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記載すること

6. 運送しようとする旅客の範囲

萩市大井地区住民と大井地区内利用者

7. 路線又は運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

100 円

8. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

9. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 路線図
- (3) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (4) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (5) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (6) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (7) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (8) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (9) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (10) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
- (11) (自動運行旅客運送を行おうとする場合) 当該自動運行旅客運送の用に供する自家用有償旅客運送自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書類
- (12) (特定自動運行旅客運送を行おうとする場合) 当該特定自動運行旅客運送に係る道路交通法第75条の12第1項の許可の見込みに関する書類

# 大井地区



運送の主体（申請者名）	大井地区社会福祉協議会
-------------	-------------

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（ 大井地区社会福祉協議会 ）

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏 名	住 所	資格の種類	委託	協力
1	永田勝利	萩市大井 1 7 7			
2					
3					

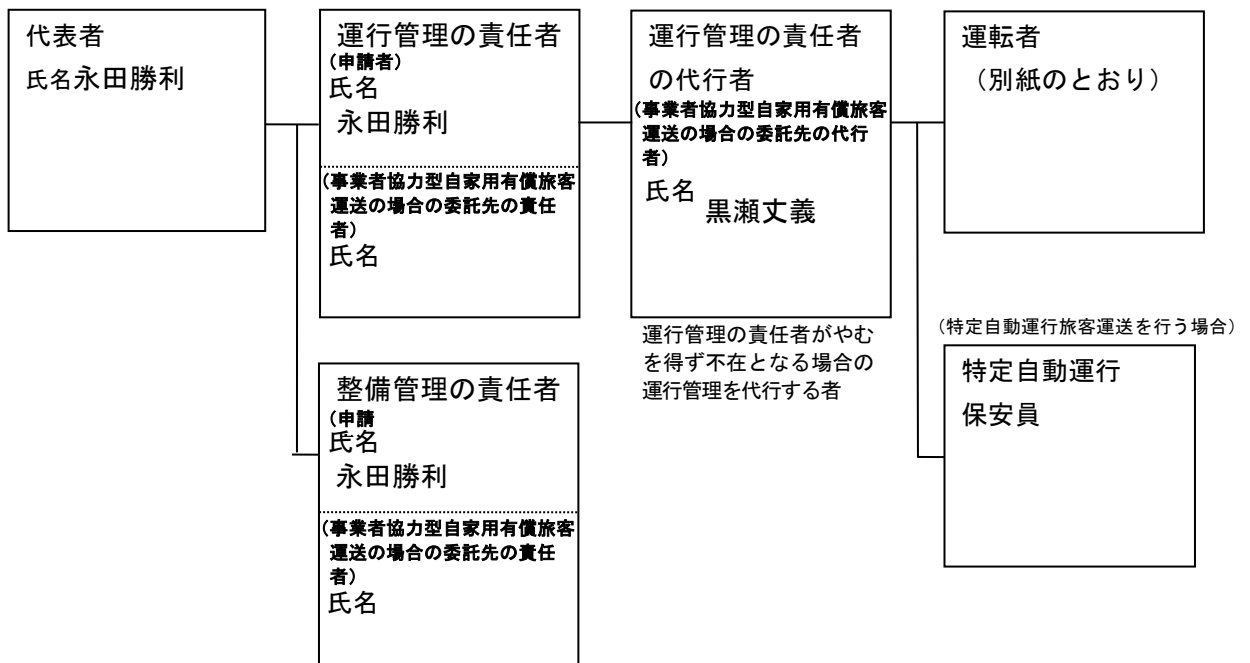
- 乗車定員 11 人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員 10 人以下の車両を 5 両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第 5 1 条の 17 第 2 項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法 23 条第 1 項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。
- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

No	氏 名	住 所	協力
1	永田勝利	萩市大井 1 7 7	
2			
3			

- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

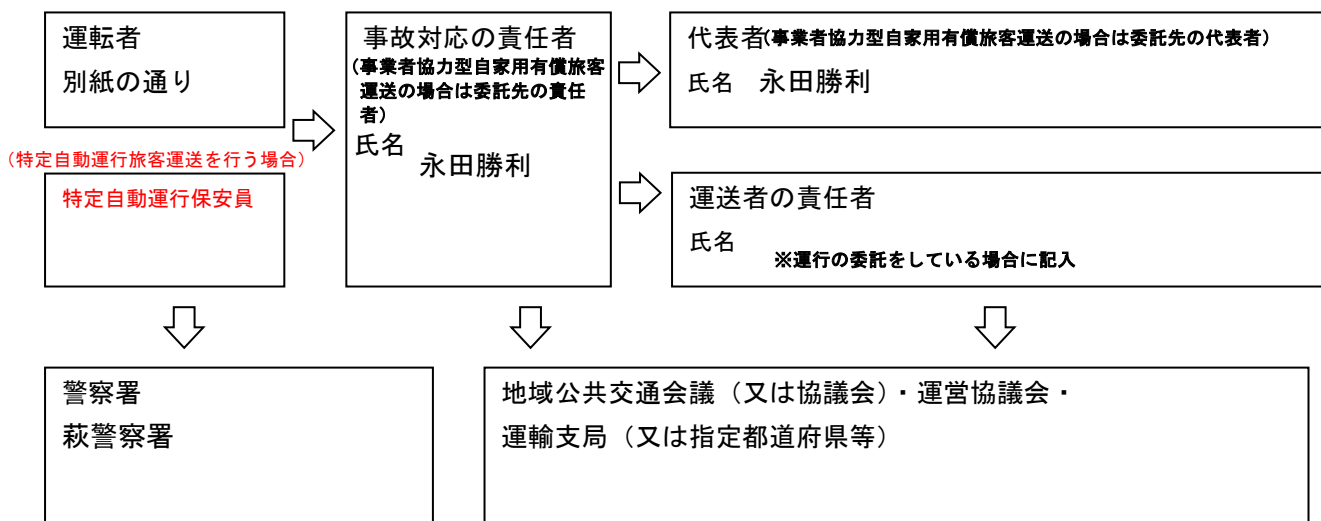
(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



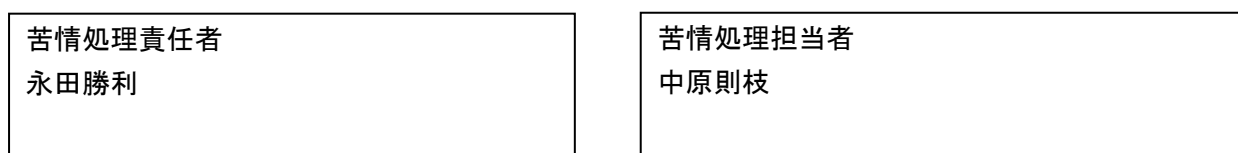
## (エ) 非常通報装置・非常停止装置（特定自動運行旅客運送を行う場合）

施行規則第51条の16の2第1項第2号イに定める装置を当該特定自動運行旅客運送の用に供する自家用有償旅客運送自動車に備えていることを証する書類は別紙のとおり。

### 2. 事故処理連絡体制



### 3. 苦情処理体制



令和 年 月 日

中国運輸局 山口運輸支局長 殿

地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり地域公共交通会議等において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民等の旅客輸送を確保するために必要であるとの協議が調ったので、その旨証明します。

記

1. 自家用有償旅客運送の種別  
交通空白地有償運送
2. 地域公共交通会議等の名称及び対象市町村  
(名称) 萩市地域公共交通会議  
  
(対象市町村) 萩市
3. 地域公共交通会議等にて協議が調った年月日  
令和 年 月 日
4. 運送主体の名称、住所、代表者の氏名  
(名称) 大井地区社会福祉協議会  
(住所) 萩市大井1447-2  
(代表者) 永田 勝利
5. 調った協議の内容
  - (1) 路線又は運送の区域  
萩市大井地区
  - (2) 旅客から収受する対価 (対価の内容を添付すること)  
100円
  - (3) 運送しようとする旅客の範囲  
萩市大井地区住民と大井地区内利用者
6. その他特記事項

令和 年 月 日  
萩市地域公共交通会議 会長 村田 卓二